

# 「おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)素案」に係る府民意見等と大阪府の考え方について

## 【実施概要】

実施期間: 令和7年11月28日(金)から令和7年12月26日(金)まで

募集方法: (1)インターネット申請 (2)郵送 (3)ファクシミリ

募集結果: (1)インターネット申請でのご意見: 12件 (2)郵送: 1件 (3)ファクシミリでのご意見: 37件 合計51件(うち公表不可: 4件)

※同様の ご意見等については要点を整理したうえでまとめて記載をしております。

※1件の提出のうち、内容の異なる意見等が複数あった場合は、複数の該当箇所に分割して回答しています。

※本計画案とは関係のないご意見等については省略しています。

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
<b>第1章 計画の策定にあたって</b>		
1	計画の策定にあたっては、パブリックコメントだけでなく、府民の意見を聞く場、あるいは交流討論する場をもうけて、府民参加ですすめることを求めます。	いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。
<b>第2章 計画策定の背景</b>		
2	第2章 計画策定の背景 世界の動きの中に2024年10月に開催された国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)の開催とCEDAWが日本政府に勧告した内容の記載がない。大きなトピックであるのに不自然に感じる。	資料編「男女共同参画施策のあゆみ」に国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)の開催等について記載します。
<b>第3章 現状と課題</b>		
3	P7 アンケートについて、女性の側に責任があるような書き方ですが、ちゅうちょする原因を追求すべきでないか。P18のように意識啓発ではなく具体的に支障となっているものを改善するようしっかりと書いてほしい、また男並みに働かないと責任を果せないとする空気が強いこともあろう、それはP8に表示されている非正規や労働条件等の体制改善なしではできない。	本アンケートは、「大阪府における女性職員の活躍推進に関する意識調査結果」として令和2年度に実施したものです。アンケートでは、昇任を望まない理由については、男女ともに、「能力がない」(男性約 17%、女性約 14%)、「仕事とプライベートとの両立が困難」(男性約 12%、女性約 16%)、「責任が重くなる」(男性約 12%、女性約 13%)との回答が多くなっています。特に、女性は男性に比べ「仕事とプライベートの両立が困難」「育児」といった家庭環境に関する回答が多くなっています(男性約 15%、女性約 22%)。これらの結果を踏まえ、第5章3(2)③ウ「府における仕事と育児を両立できる環境づくり」に、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に沿った環境づくりについて記述しています。
4	P11 ドーンセンターがあれば良いとハード面で評価するのではなく、以前から見ると貸館業務かと思う利用実態を感じる。本来の女性の困難やエンパワメント等を支援する体制が見えにくくなっている。減っているのかもしれない。アドバイザー機能を発揮してほしい。	第5章1(2)「男女共同参画センターの機能強化」に記述があるとおり、改正男女共同参画基本法を踏まえ、国が策定した「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を活用するなど、男女共同参画機構と連携しながらセンターの機能強化を図ります。
5	第3章 現状と課題 素案11ページ ドーンセンターの認知度が全体的に低いということと30代では男性より女性の認知度が低い点について、なぜそうなのか分析がない。30代という仕事のキャリア、社会や慣習に根強く残るジェンダーとの葛藤、家庭・子育てなど、あらゆる場で差別意識やワークライフバランス、サポート体制の有無に直面する年代である。その30代女性たちに「男女共同参画の拠点」の発信が届いていないことは深刻な問題である。 独自の調査や情報収集、分析を行っているドーンセンター自身が、もっと能動的に府民を取り巻く現状について問題提起をしながら、女性・市民グループなどの民間の力も得て「一緒に発信」していくことが求められる。その取り組みこそが名実ともに「ドーンセンターの機能強化」につながると思う。 ドーンセンターをネットで検索すると、施策の案内がメインで、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みや役割が見えない。大阪府のホームページも同様である。ドーンセンターの認知度を高めたいのであれば、ネット、SNSで男女共同参画の拠点施設であることの意味や実績を積極的に発信強化するべきではないだろうか。また、女性のエンパワメントを促す施設として、ドーンセンターをより安い料金で若者・女性・市民が利用できるよう予算の拡充も強く求めたい。	第5章1(2)「男女共同参画センターの機能強化」に記述しているとおり、改正男女共同参画基本法を踏まえ、国が策定した「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を活用するなど、男女共同参画機構と連携しながらセンターの機能強化を図ります。また、男女共同参画施策の推進拠点であるドーンセンターの目的や業務内容を知っていただくことは、男女共同参画の意識啓発において重要であると認識しています。ついては、第5章1(2)①「地域・社会の多様なニーズに応じたセンター運営」に、ドーンセンターの認知度向上に向けた周知・広報などの取組について記述しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b>		
6	P12 性別役割分担はまず否定すべきではないか。家庭の重要性はまず男性に対して言うべきこと。	男女共同参画の推進にあたり、性別役割分担意識は職業生活だけでなく、家庭生活や地域社会等の様々な分野における男女共同参画の大きな阻害要因となっています。このことから、「性別役割分担意識の解消」を計画の視点の一つとし、具体的取組を第5章1「男女共同参画に向けた取組の一層の推進」及び3(3)②「男性の家事・育児、介護への主体的な参画」に記述しています。男女共同参画について理解が深まるよう、対象に応じた効果的な広報・啓発を積極的に展開してまいります。
7	P13 SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化はいい視点と思う。	ご意見として承ります。
8	計画を策定するにあたって、「SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化」が重要ですが、日本が批准している女性差別撤廃条約や家族的責任条約(ILO第156条約)を施策にいかしていくことが重要だと思います。 基本的考え方には「性別による差別をなくしジェンダー平等を実現するためのものであること。」「ジェンダー平等の実現が社会の発展に必要であること。」「育児や介護などの家族的責任があるもとでも、仕事ができる権利を保障することは国と自治体の役割でもあること」を明記してください。	本計画は男女共同参画社会基本法に基づく法定計画であり、第4章1「計画の基本理念」に記述のとおり大阪府男女共同参画推進条例の基本理念に基づき大阪府の男女共同参画を推進していきます。また、「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」と「SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化」を計画全体にわたる横断的視点に設定し、施策を推進します。
9	16ページ 4(2)カ の部分を以下のように修正ねがいます。 カ 被差別部落出身者が安心して暮らせる環境整備 (従って 元々のカの部分を書き換えて表現する)	国の第6次男女共同参画基本計画及びご意見を踏まえ、第5章4(2)②「ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人等全ての人が安心して暮らせる環境整備」の基本的方向性の見出しと本文を追記・修正します。  <基本的方向性見出しの修正> 第5章4(2)②「ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等、様々な困難を抱えている全ての人が安心して暮らせる環境整備」
10	4 4(2)② ひとり親家庭、障がい者…… マイノリティを活字としているのに「被差別部落」という記述がなぜないのか？ なぜいつも省略されるのか。ぜひ、活字として入れてほしい。	<基本的方向性本文の修正> 高齢化の進展、単身世帯の増加などにより、幅広い層で、孤独・孤立や貧困などの生活上の困難に直面する人々が増加しており、加えて、女性は女性であることで、複合的に困難な状況に置かれている場合があります。府は、男女共同参画の視点からも、ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等、様々な困難を抱えている全ての人が安心して暮らせる環境整備に取り組んでいくことが求められます。
<b>第5章 施策の基本方針と具体的取組</b>		
<b>1 男女共同参画に向けた取組の一層の推進</b>		
11	あらゆる場面でのジェンダー平等という視点をもう少し全面に出せないか	計画の策定にあたっては、「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」と「SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化」を計画全体にわたる横断的視点に設定し、施策を推進することとしています。引き続き男女共同参画社会の実現に向け、オール大阪で連携し、取組を進めてまいります。
12	P19 具体的取組の多くが啓発・セミナーと言われるが、原因と思われることに対し国へ意見書をあげてほしい。例えば、労働時間の短縮、定員増、特にケア労働、最低賃金遵守、非正規雇用の縮少等。	府の課題の解決や施策の推進に向けては、引き続き関係省庁等へ要望等を行ってまいります。
13	学校教育においては、働くことと納税と社会を支えることの意味を総括的に。そのためには人権尊重、多様性を認めあえる社会の一員の役割を入れてほしい。この素案に直接的ではないが、中学生が社会を支える大きな役割があること。とくに、災害時においては助ける側の主役になること、そのために地域を知るために自治会等住んでいる人との交流を授業に取り組んでほしい＝参考＝被災障がい者救援ゆめ風基金のプログラム。	学校教育における取組については、第5章1(1)②イ「男女共同参画を進める教育・学習の推進」に男女の人権尊重と男女平等について学ぶ教育やキャリア教育・職業教育などの推進について記述しています。 いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
14	<p>(1)あらゆる世代、分野における男女共同参画の推進 ②子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進  幼児期までの子どもの教育・保育環境における意識啓発の推進において 就学前からとして、幼稚園等の教員等に対してと書かれていますが、「教育・保育環境」であるのなら、「等」ではなく、具体的に保育所・児童養護施設等の児童福祉施設と明記すべきです。女性の就業促進や仕事と育児の両立できる環境づくりを推進されるのであれば、保育所や児童福祉施設はなくてはならないものです。特に待機児童が多い保育所は府の所管ではないかもしれませんが、市町村に働きかけて保育環境における意識啓発をするために明記すべきです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正&gt;  就学前から男女がともに対等な存在であるという意識を形成していくために、幼稚園・保育所等の教員・保育士等に対して、「アンコンシャス・バイアス」に気づき、男女共同参画について理解を深めるための取組を推進します。</p>
15	<p>&lt;第5章 施策の基本方針と具体的取組 1. 男女共同参画に向けた取組の一層の推進&gt;  女性の社会参加をすすめるためには、学校教育の果たす役割は非常に大きいことから、すべての子どもがのびのび健やかに育つための教育問題の解決が重要です。早期の30人学級実現や、テスト付け、競争主義、学歴主義などを是正してください。</p>	<p>令和7年度で完成した小学校35人学級に続き、令和8年度から中学校についても学年進行で35人学級への引き下げを行うことが国から示されています。府においては、国の制度による加配教員を活用し、中学校で35人学級が未実施の学年については、市町村が学校の実情等を踏まえ、少人数習熟度別指導か35人学級編成かを選択して加配教員を活用できるようにしています。小中学校の30人学級実現については、今後の国の動きを注視してまいります。</p> <p>また、小・中学校においては、児童生徒が学歴のみに偏ることなく自らの生き方を考えて主体的に進路を選択する力を育めるようキャリア教育の充実を進めています。</p>
16	<p>&lt;第5章 施策の基本方針と具体的取組 1. 男女共同参画に向けた取組の一層の推進&gt;  保護者の経済力がこどもに格差をもちこませないように、給食費をはじめ教育の無償化をすすめてください。</p>	<p>教育の無償化のうち府立高校の授業料については、これまでは所得制限付きで実施されてきた国の就学支援金に加え、令和7年度に限り国が高校生等臨時支援金制度を創設・導入し、府独自制度では段階的に実施予定であった授業料無償化の対象者が、令和7年度から全学年で実施できることとなりました。</p> <p>私立高校等の授業料等については、所得制限のない完全無償化に向け、令和6年度の高3年生から段階的に適用しており、令和8年度から全学年で保護者負担のない高校授業料の完全無償化を実施します。</p> <p>また、高校等の授業料以外の教育費の負担軽減のため、平成26年度より生活保護世帯や住民税の所得割額が非課税の世帯を対象として、返済不要の「奨学のための給付金」を給付することにより、生徒・保護者等の支援を実施しているところです。</p> <p>なお、小学校(支援学校小学部含む)の給食費については、基準額はあるものの令和8年度から学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)として、国により制度化されることとなりました。</p> <p>今後とも国の補助制度を活用しながら、適切に支援に取り組んでまいります。</p>
17	<p>&lt;第5章 施策の基本方針と具体的取組 1. 男女共同参画に向けた取組の一層の推進&gt;  子どもたちを取り巻く性に関する情報や環境は悪影響を与えるものが多く、小さいときから性教育で性と生殖に関する正しい知識を知らせることが必要です。今回の女性差別撤廃条約日本報告に対する最終見解でも強く勧告されているとおり、のぞまない妊娠や性病罹患などを避け、自己肯定感と自己決定権を身につけ、自分を大切にするとともに相手を尊重できる人格形成をするため、SRHR(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を性教育にきちんと位置づけてください。</p>	<p>子どもたちが性に関する正しい知識を身に付けるだけでなく、生命の尊重や男女平等の精神のもと、自己や他者の個性を尊重する態度や望ましい人間関係を築くことのできる資質や能力の育成とともに、自ら考え適切な意思決定と行動選択できる力の育成を行うため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識や「生命(いのち)の安全教育」の観点を含めた性に関する指導を学校の教育活動全体を通して取り組んでおります。</p> <p>子どもたちが命の大切さ、自分や他者を尊重する心を育むことができるよう、性に関する指導に関わる教職員への啓発等をすすめてまいります。</p>
18	<p>17ページ 指標 について  男性の育児休業取得率は、2週間以上のものが85%を目標値として示されている。しかしながら、現状は、一日以上の取得を含めて62.4%となっている。一日も取れていないのは4割弱である。出産直後の時期における母親の身体的精神的な負担の軽減のためにも男性の育児は必要である。一日も取れない、という状況も課題として大きいと感じる。そのため、2週間以上の育児休暇のみでなく、産後パパ育児についても指標を入れることでよりきめ細やかなものになるのではないかと考える。</p>	<p>大阪府及び大阪府教育庁では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画において、「こども未来戦略」に掲げる政府目標等を踏まえ、「男性職員の育児休業取得率(2週間以上)85%以上」、「男性職員の「育児参加休暇」取得率100%」等の数値目標を立て、職員の仕事と子育ての両立に取り組んでいます。</p> <p>府立学校では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画において、「府立学校の男性教職員の育児休業取得率(2週間以上)85%以上」、「府立学校における配偶者の育児参加休暇の取得率100%」等の数値目標を立て、仕事と子育ての両立に取り組んでいます。</p>
19	<p>P20 第5章1(1)ウ  防犯活動、防災活動の記述はあるが、各市によって組織されている防災の審議会の審議員に女性がまばい。0人の市も多々ある。  他組織のあて職になっているので、その立場に女性がいない証明になっている。→責任ある立場に女性がなり、一人でも多く審議員がふえる様、早急をお願いしたい</p>	<p>第5章2「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」において、大阪府の審議会等委員(防災会議を含む)における女性委員の登用率の目標値を40%以上60%以下に定めています。府内市町村に対しては、市町村審議会等委員における女性登用の促進支援について記述しています。</p>

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
20	<p>p.24 基本的方向性1(1)③男女共同参画の理解を深める表現の推進 メディアによる情報は人々の価値観や意識の形成に多大な影響を与えることや、SNS等により情報が広く、瞬時に拡散されることに引き続き留意し、女性の人権を軽視した表現や性別役割分担意識を助長する表現は使用しないように努める必要があります。 具体的取組 メディアにおける女性の人権尊重の観点などについて、メディア側の自主的な基準作りが進むよう、情報提供を行います。</p> <p>「性別役割分担意識を助長する表現」の定義を、個別の創作物や表現活動にまで拡大適用しないことを明記すべきである。また、メディアへの「自主的な基準作り」への働きかけが、実質的な検閲や過度な自主規制に繋がらないよう慎重な対応を求める。</p> <p>「意見要旨」 「性別役割分担意識を助長する表現」の定義を、個別の創作物や表現活動にまで拡大適用しないことを明記すべきである。また、メディアへの「自主的な基準作り」への働きかけが、実質的な検閲や過度な自主規制に繋がらないよう慎重な対応を求める。</p> <p>「意見詳細」 本計画における「女性の人権を軽視した表現」や「性別役割分担意識を助長する表現を使用しないよう努める」との記述については、これらの概念の定義や判断基準が明確ではなく、正当な表現や社会的議論までが抑制されるおそれがある。特に、エンターテインメント作品(マンガ、アニメ、ゲーム等)において、伝統的な家族像や特定の性別役割を担うキャラクターを描写することが、文脈や表現意図にかかわらず、直ちに人権軽視や意識の助長と評価される事態が生じかねない。抽象的な表現を前提とした施策は、創作活動を含む表現全般に萎縮効果をもたらすおそれがあり、表現の自由への十分な配慮が求められる。 また、「メディア側の自主的な基準作りが進むよう、情報提供を行う」とする点についても、行政が特定の価値観を前提として関与することにより、事実上の表現誘導や自己検閲を招く懸念がある。メディアの自主性は、行政の誘導ではなく、あくまで表現者と受け手の相互作用の中で保たれるべきである。 そのため、表現内容に対する評価や働きかけを行う場合には、表現の自由への配慮を明確に位置付けるとともに、対象や関与の範囲を限定し、行政による規範形成や表現萎縮を招かないよう、記述の修正を行うべきであると意見する。</p>	<p>ご意見や国の第6次男女共同参画基本計画を踏まえ、文言を修正します。</p> <p>&lt;修正案&gt; メディアにおける女性の人権尊重の観点などについて、表現の自由を十分尊重しながら男女共同参画に関する自主的な取組が進むよう、情報提供を行います。</p>
21	<p>ドーンセンターを女性がエンパワーメントできる場として、より安い料金で利用できるようにすることや一時保護機能を確立することなど事業の充実・拡充をはかれるように予算を増額してください。</p>	<p>第5章1(2)「男女共同参画センターの機能強化」に、改正男女共同参画基本法を踏まえ、国が策定した「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を活用するなど、男女共同参画機構と連携しながらセンターの機能強化を図ることなどの取組を記述しています。</p>
22	<p>センターの認知度 基礎自治体を通しての啓発が重要。SNS、ホームページなど、掲載できる素材を作成してはどうか</p>	<p>第5章1(2)①「地域・社会の多様なニーズに応じたセンター運営」に記述しているとおり、男女共同参画施策の推進拠点として、ドーンセンターの目的や業務内容について、より多くの住民に知ってもらえるよう周知・広報に取り組みます。いただきましたご意見については、今後の施策推進の参考といたします。</p>
23	<p>P25 ドーンの利用を拡大するために利用料金を下げることはできないか。登録団体は1/2だが、小さな団体では負担に感じる。又、利用回数を問われると府下から集合するため負担になる。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。 なお、登録団体でない場合でも、大阪府立男女共同参画・青少年センター条例に規定されているとおり、目的利用が適用される場合は、一般利用料金の2分の1の料金でご利用いただけます。</p>
24	<p>P27 NWECや市町村のセンターとの連携、協働をしっかりとすすめてほしい。</p>	<p>第5章1(2) 男女共同参画センターの機能強化に記述のとおり、改正男女共同参画基本法を踏まえ、国が策定した「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を活用するなど、男女共同参画機構と連携しながらセンターの機能強化を図ります。</p>
25	<p>P33 利用者の困難を支える機関であってほしい。食事処がなくなったのは、いそいで集まってくる人達に不便です。</p>	<p>第5章4(2)①「困難な問題を抱える女性への支援施策の推進」に、ドーンセンターにおける具体的取組を記述しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。なお、ドーンセンター内レストランについては、飲食事業者等の確保に努めていきます。</p>
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
26	<p>素案の概要の表記について 第5章 重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 拡大 ⇒ 促進 では？</p>	<p>重点目標4については、女性が活躍できる分野・場所等を広げることをめざして、「参画拡大」としています。</p>
27	<p>地域、職場等における女性の参画率は増加しているが、政策、方針を決定するポジションでは増えているとはいえない。政策決定の場である各議会での女性議員比率、自治会の会長、地域防災とりわけ避難者運営における女性は少ない。地域を担う役割では、多くの女性は男性を支える役割で、幼少期での男女役割分担の刷り込みが無意識に行われているように思われる。各自治体における啓発活動を。避難所運営の在り方検討会議など各市町村で女性の参画率50%をめざしてほしい。</p>	<p>地域における女性の参画に関しては「自治会長に占める女性の割合」を参考指標として設定し、男女共同参画社会の形成の状況として把握、公表することとしています。 また、第5章2「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」において、府の審議会等委員(防災会議を含む)における女性委員の登用率の目標値を40%以上60%以下に定めています。 府内市町村における審議会等委員において女性登用が促進されるよう、支援について記述しています。</p>
28	<p>&lt;第5章 施策の基本方針と具体的取組 2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大&gt; 政治への女性の参画を進めるには、女性の進出を阻む小選挙区制を廃止し、比例代表制度の拡充をするよう求めます。大阪府議会選挙区においても、小選挙区をなくし、女性が参画しやすい中・大選挙区へ条件を整備すること。各政党に、半数を目標に女性の参画を進めるとことや女性首長を増やすよう働きかけることを求めます。女性が立候補しやすいように、議員の両立支援を進めてください。</p>	<p>選挙制度の整備については、国の所管です。 女性の政治参画を進めるにあたって、女性の参画状況を広く知っていただくため、国が実施する政治分野における女性の参画状況等の調査結果等について、府民へ情報提供を行います。</p>
29	<p>&lt;第5章 施策の基本方針と具体的取組 2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大&gt; 各種委員会や民間企業、各種団体の役員の女性比率を人口比率に沿ったものに高めるため、男女平等の実現を人権とCSR(企業の社会的責任)、企業発展等の観点から啓発し、事業主行動計画に女性の役員比率を定めるよう、指導・援助してください。</p>	<p>第5章2(1)①ア「審議会等委員への女性の参画促進」において、府審議会等委員への女性登用の推進に向けた取組について記述しています。また、第5章2(1)②「企業等における女性の登用促進」に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援について記述しています。</p>
30	<p>&lt;第5章 施策の基本方針と具体的取組 2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大&gt; 大阪府の管理職登用においてもそれが組織にとって必要であることを啓発し、職場の男女比率を人口比率にあわせるとともに、ポジティブアクション計画をもって推進すること、女性の参画の障害となっている評価制度をなくすことや労働条件の改善を合わせて進めること、職員の削減計画をやめて過重労働をなくし、勤務時間の短縮など男女ともに職業生活と家庭生活を両立できる環境をつくることを求めます。各自治体においても同様に推進をもとめます。</p>	<p>大阪府職員・教員等における女性の登用促進については、第5章2(1)①イ「大阪府職員・教員等における女性の登用促進」に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定について記述しています。また、第5章3(2)③ウ「府における仕事と育児を両立できる環境づくり」に時間外勤務の縮減等仕事と子育ての両立について記述しています。</p>
31	<p>29頁の基本的考え方に「女性の政治参加には、投票の促進が大切であり、各年代層で女性の投票率が上回っているが、80歳以上は、男性60.63%・女性49.96%と10%以上の差があることを踏まえて、高齢女性の投票率アップのために、郵便投票の要介護3・4への拡大(総務省研究会報告)や、移動投票所など投票促進のための取り組みを進める。」という趣旨を盛り込む必要がある。</p>	<p>郵便投票については、法令改正が必要であることから、国に要望しているところです。また、投票所への移動支援については、実施主体である市町村に対し積極的に進めるよう促しているところです。いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。</p>
32	<p>33頁の具体的取組 女性防災士を増加させるため、資格取得の支援策を講じる を追加する。</p>	<p>地域貢献活動として防災士養成講座を主催する大学と、地域防災力の向上をめざす大阪府が連携し、府内に在在・在勤・在学の方を受講対象者として防災士養成講座を開催しています。 地域の防災力の向上を図るとともに、男女共同参画の視点が重要なことから、同講座は男女問わず広く一般に募集しており、今後とも防災士養成講座の充実を進めてまいります。</p>
33	<p>P33 相談業務のスタッフの充実を。</p>	<p>第5章4「多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備」にドーンセンターの相談事業のほか、DV相談、性犯罪・性暴力に関する相談事業等における体制の充実等について記述しています。</p>
34	<p>素案27ページ 関係機関等との協働の所で、「男女共同参画に関わる様々な問題に取り組んでいる団体・グループ、NPO、大学など多様な主体との連携、協働に取り組めます」と書かれている。以前は、様々な女性団体が一堂に会して取組みの紹介や男女共同参画政策に対する要望や意見交換をする場が(年に1回とはいえ)あったが復活すべきだ。 男女共同参画に関わる多様な主体(女性団体やNPO、教育機関など)が、時には一堂に会し、意見交換や情報提供しながら視野を広げ活発に運動する事によって男女共同参画の意識や取り組みも相乗効果で高まると思う。政策のボトムアップにもつながるのではないかと。</p>	<p>男女共同参画推進の拠点施設である大阪府男女共同参画・青少年センターの運営に関しては、第5章1(2)②「関係機関等との協働」として、改正男女共同参画基本法を踏まえ、国が策定した「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を活用するなど、男女共同参画機構と連携しながらセンターの機能強化を図るなどの取組を記述しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。</p>

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
35	女性の経済的自立は、納税者を増やすことになる。女性の正規職員比率を高めることは、男女ともに雇用の継続にむけた職場改善は、各人多様なライフステージ(結婚・妊娠出産・子育て・介護等)の尊重につながるのではないかと。	第5章3「性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり」に「女性の就業促進」や「男女共機会均等の更なる推進」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」において女性の活躍を推進するための取組について記述しています。
<b>3 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり</b>		
36	<第5章 施策の基本方針と具体的取組 3. 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり> 女性就業比率が低い原因に、性別役割分担意識とそれにもとづく職場・家庭の環境があります。ジェンダー平等が社会の発展につながることを、強くアピールすることをもとめます。	性別役割分担意識の解消については、第5章1(1)①「職場、学校教育、政治など、あらゆる分野における男女共同参画に向けた意識啓発」に意識改革・啓発に関する取組について記述しています。男女共同参画について理解が深まるよう、属性に応じた効果的な広報・啓発を積極的に展開してまいります。
37	<第5章 施策の基本方針と具体的取組 3. 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり> 大阪の男女賃金格差は55.5%と少し改善したものまだ大きいものがあります。その大きな要因として、大阪の非正規労働者比率が大きいことがあります。とくに自治体の非正規率は大きく、会計年度任用職員の賃金や労働条件の正規職員との格差をなくすこと雇用の安定を実現することを、まず、自治体で推進することをもとめます。	大阪府庁における会計年度任用職員の賃金については、国の取扱いや常勤職員との均衡も考慮しながら、報酬単価の引き上げや、新たに期末・勤勉手当を措置するなど、適切な対応に努めています。
38	<第5章 施策の基本方針と具体的取組 3. 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり> 大阪府の男女賃金格差が大きい要因の一つは、最低賃金が低いことです。本来、全国一律に早急に1500円、そして1700円の実現が求められますが、大阪府が率先してそのけん引する役割を果たすため、賃上げをすすめる企業への独自の支援措置を具体化してください。	大阪府の地域別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう国に引き上げを要望しています。中小企業への支援制度については、生産性向上や販路開拓への支援、適切な価格転嫁をはじめとした取引の改善などを通じ、稼ぐ力をつけ、継続的な賃金引上げが可能になるような支援に取り組んでいます。
39	<第5章 施策の基本方針と具体的取組 3. 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり> 子どもの発達権と親の働く権利の保障のために、保育行政・学童保育行政の拡充が求められます。そのためには、保育の公的責任の重要性を明記し、保育士や指導員の配置基準を改善し、こどもを最優先に男女が共にゆとりをもって子育てできる環境整備(長時間労働の是正等)と予算措置の推進を大阪府独自でも推進することをもとめます。公私間格差を是正する大阪府としての施策をもとめます。	「大阪府子ども計画」に基づき、保育・放課後児童クラブの充実に努めています。また、第5章3(2)②「多様で柔軟な働き方の推進」及び③「仕事と育児を両立できる環境づくり」に全ての人が働きやすい職場環境の整備や仕事と子育てを両立できるための具体的な取組について記述しています。
40	<第5章 施策の基本方針と具体的取組 3. 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり> 働く場でのハラスメント問題は深刻です。ジェンダー平等で人権が尊重される職場、学校等環境の保障のため、ハラスメントを禁止し、防止のための施策(啓発、相談窓口、苦情処理機関の設置など)を自治体としても推進することがもめられます。	第5章3(2)④「ハラスメント対策の推進」に各種ハラスメント防止のための取組について記述しています。
41	<第5章 施策の基本方針と具体的取組 3. 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり> 介護は社会的に解決するべきものです。公的介護保障を確立するために、介護保険料の負担の軽減を、府として予算措置を伴う独自政策の拡充をもとめます。介護施策の拡充は、雇用拡大にもつながり、その観点での事業拡大を国にもとめるとともに府としての施策を推進してください。	介護保険の費用負担割合は、40歳以上の被保険者から支払われる介護保険料と保険者である市町村、国、都道府県が負担する公費によって賄われる仕組みになっています。公費の負担割合については、介護保険法に定められており、保険料抑制のためにその割合を超えて一般財源を繰り入れることは、被保険者以外の方に負担を転嫁することとなり、適当でない旨が国から示されているところです。介護保険制度は全国一律のルールの下に運営されている制度であることから、保険料の算定方法等については国において検討されるべきものと考えており、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、介護報酬、保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な検討を行うことを国に働きかけてまいります。
42	介護問題は本人だけでなく家族にとっても不安です。公的保障があるものとして、保険料も払い続けてきました。年金では利用できない状況をただちに改善し、府として独自の政策で、だれもが利用できる介護制度を求めます。	介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えることを基本理念としており、介護保険の利用料は、サービスを利用する方と利用しない方の公平を保つため、サービスを利用する方にご負担をお願いするものです。その中で、低所得者の利用料の負担を軽減するために、所得に応じた利用者負担額に上限が設けられるなど、一定の配慮が講じられています。介護保険は、介護を社会全体で支えるために、国において創設された制度であることから、利用料の軽減についても、国において必要な措置が講じられるべきものと考えており、必要な検討を行うことを国に働きかけてまいります。

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
43	<p>&lt;第5章 施策の基本方針と具体的取組 3. 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり&gt;            女性の家庭における労働は、「無償労働」を押し付けるのではなく正しく評価することがもめられます。自営業の女性の家族労働を必要経費として認めない所得税法56条の廃止を国に求めること、育児や介護などの地域の仕事にたずさわる女性をボランティアとして安く活用するのではなく労働者として賃金・労働条件を確立することの推進をもとめます。</p>	<p>第5章3(2)②イ「多様で柔軟な働き方の実現」に女性の家族従事者の役割評価等について記述しています。税制等の各種制度の在り方については、国の検討状況を注視してまいります。</p>
44	<p>素案44ページ            「農業従業者の実態把握や・・・また、商工業等の自営業における家族従事者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度の在り方の検討を注視していきます。」という部分は、5年前のプランとほぼ同じ。担当・関連部局は環境農林水産部と府民文化部となっているが、商工労働部もかかわるべきだ。</p>	<p>女性が家族従業者として果たしている役割を鑑みた税制等の各種制度の在り方については、国において検討する旨が国の第6次男女共同参画計画に記述されており、その検討状況を注視してまいります。</p>
45	<p>P38            この言い方は就職活動をしない人が悪いように聴える。</p>	<p>男女共同参画基本法第2条第1号において、男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。このことから、職業生活と家庭生活との両立に関しても、当然に本人の意思が尊重されるべきであり、専業主婦等、家庭生活に専念するという選択も尊重されるべきものと考えています。</p>
46	<p>P41            していない人が何故しないのか。例えば育児や介護体制の不備のため止むなくあきらめているかもしれない。それらの調査をきちんとした上で、解決の方向を見い出すべきでないか。個人に押しつけることではない。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。</p>
47	<p>P39            インバウンド関連が特記されるのは何故か。他の3項目は主として男性の職種と言われてきているが、再就職より、職場復帰がしやすくなるように企業に呼びかけることが大事ではないか。</p>	<p>大阪府では、人材確保を必要とする業界において、働くことに魅力を感じ、活躍できるよう業界及び当該業界の企業のイメージアップと人材確保を図るため、業界団体や行政機関、金融機関等で構成する「大阪人材確保推進会議」を設立しています。この会議において、人材確保を必要とする業界を「製造関連」「運輸関連」「建設関連」「インバウンド関連」とし、構成団体が相互に連携して取組みを進めております。府としましては、採用・定着のための職場環境改善など企業からの相談対応として、専門家による個社支援や、魅力発信力向上のためのセミナー開催などの支援を行っています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。</p>
48	<p>素案35ページと39ページ(再掲)、41ページ            大阪の成長を支える「製造」「運輸」「建設」「インバウンド関連」の4分野を中心に女性の就職を推進するため・・・職場環境の改善と魅力発信力の向上に資する取組みを支援します」とある。非常に抽象的だ。            「職場環境の改善に資する取組みを支援する」というが、どのように改善に着手すればよいか、当事者にとっては複合的な問題が多く、答えを見つげ出せないように思う。</p>	<p>大阪府では、人材確保を必要とする業界において、働くことに魅力を感じ、活躍できるよう業界及び当該業界の企業のイメージアップと人材確保を図るため、業界団体や行政機関、金融機関等で構成する「大阪人材確保推進会議」を設立しています。この会議において、人材確保を必要とする業界を「製造関連」「運輸関連」「建設関連」「インバウンド関連」とし、構成団体が相互に連携して取組みを進めております。府としましては、採用・定着のための職場環境改善など企業からの相談対応として、専門家による個社支援や、魅力発信力向上のためのセミナー開催などの支援を行っています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。</p>
49	<p>P41            周知、啓発だけでなく企業に改善命令も必要ではないか。</p>	<p>男女雇用機会均等法に関する行政指導等の取組は大阪労働局(厚生労働省)において実施しています。大阪府は労働関係法令の周知、啓発等を通じて、働きやすい職場環境づくりに向けて取り組んでいます。</p>
50	<p>P43            啓発だけでなく、国への働きかけが必要。</p>	<p>第5章3(2)②「多様で柔軟な働き方の推進」に記述のとおり、長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの推進については、大阪労働局をはじめとする関係機関と連携し、周知啓発を行っています。</p>
51	<p>P45            保育事業について子どもにとってどうかの視点が欠如している。お預かりですまてはいけない。保育士の定員増と賃金増はまった無し。</p>	<p>「大阪府子ども計画」に基づき、保育の充実に努めています。</p>
52	<p>素案41ページ            「府内事業所における労働者の労働環境を調査することにより、その実態把握に努めます」とあるので、まずはそこに自営業の家族従業者や女性事業主も含めるべきである。とりわけ家族従業者を調査対象にする場合、狭い定義である「専従者」に限定せず、短時間あるいは補佐的に、「状況に応じて」「なんらかの形」で家業を維持するために関わっている妻や母親、娘なども対象にすることが重要である。そういった女性達の働き方や求めている支援が浮き彫りになるような調査項目を、中小企業に詳しい研究者の意見もふまえて加えていただきたい。</p>	<p>大阪府では、府内に所在する個人事業主を含む民営事業所で、事業所の従業者数が10人以上299人以下の事業所を対象とした労働関係調査を実施しています。            この調査は、大阪府内における民営事業所の労働条件等の実態を把握することにより、本府労働施策等の基礎資料とするほか、労働環境の改善に向けた取組において活用するとともに、事業所の労務管理改善等の基礎資料、労働関係諸機関の事業実施及び学術機関での利用等に当たっての参考資料として提供する目的で実施しています。            いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
53	<p>第5章 施策の基本方針と具体的取り組み 素案37ページ、43ページ</p> <p>「男女いきいき元気宣言」事業者制度への登録が781者あり、大阪府のホームページで該当企業の一覧が掲載されている。しかし、どんなところが「性別に関わらず自分らしく働ける環境(体制?)」なのか説明もなく、さっぱり分からない。各企業のサイトに飛ぶようにリンクが張ってあるが、リンク先を開けても会社のホームページに飛ぶだけでなんの啓発にも応援にもなっていない。</p> <p>同じ流れで43ページにも「・・・男女ともにいきいきと働くことのできる取り組みを進める意欲のある事業者を登録・認証・表彰することで先進的な取り組みをすすめる事例に関する情報を提供するなど、その取り組みを支援します」とある。府民文化部が商工労働部のいずれかが、先進的な事例の特徴を整理・データ化して提供するようにしてほしい。</p>	<p>「男女いきいき・元気宣言」各登録事業者の取組については、府ホームページ「男女いきいき・元気宣言」登録事業者の紹介」上で掲載しております。ページ上「あ」から「わ」のリンクを開いていただくと、各者の取組をご覧くださいことができます。</p> <p>【参考】<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/ikiiki2013/sengen_jigyousya.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/ikiiki2013/sengen_jigyousya.html</a></p> <p>また、府ホームページ「大阪府男女いきいき事業者表彰制度について」上にて、「男女いきいき事業者表彰」について掲載しており、添付リンクから各回の受賞事業者の取組概要等をご覧くださいことができます。</p> <p>【参考】<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/ikiiki2013/award.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/ikiiki2013/award.html</a></p> <p>今後も「男女いきいき」制度を通じた事業者の取組発信に努めてまいります。</p>
54	<p>男性の家事、育児・介護への主体的参画の促進 主体的という表現が気になる。そもそも主体であるべきことなので、そういったニュアンスが伝わる表現(現段階で対案が示せないのですが)にあらためてはどうか。</p>	<p>府民意識調査によると、共働き世帯の女性が休日に家事に要する時間で最も多かった回答は、「3時間～4時間未満」(23.5%)である一方で、男性では「1時間～2時間未満」(29.1%)との回答が多くなっています。また平日においては、共働き世帯の女性の家事時間は、「2時間～3時間未満」が30.6%で最も高かったのに対し、男性は「30分～1時間未満」が27.0%と最も高くなっており、男女間でまだ差がある状況です。同じく府民意識調査によると、女性が働き続けるために必要なことは「夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、介護・看護などへの参加」(50.6%)が5割を超えていることから、依然として男性の家事、育児等への参画は低水準にあることが想定されます。これらのことから、男性が自ら家事、育児・介護への参画することが求められていると考えます。いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。</p>
55	<p>男性の育休取得について 女性の産休は、16週と定められている。出産時の取得は100%をめざしてはどうか(配偶者の出産休暇の取得率100%)。</p>	<p>第5章3(3)「①育児休業・介護休業の取得促進等」の具体的取組に記述があるように、企業に対しては、育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発に努めるとともに、意識改革に向け一層の取組を進めてまいります。</p> <p>大阪府及び大阪府教育庁では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画において、「子ども未来戦略」に掲げる政府目標等を踏まえ、「男性職員の育児休業取得率(2週間以上)85%以上」、「男性職員の「育児参加休暇」取得率100%」等の数値目標を立て、職員の仕事と子育ての両立に取り組んでいます。</p> <p>府立学校では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画において、「府立学校の男性教職員の育児休業取得率(2週間以上)85%以上」、「府立学校における配偶者の育児参加休暇の取得率100%」等の数値目標を立て、仕事と子育ての両立に取り組んでいます。</p>
<b>4 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備</b>		
56	<p>フードバンクや子ども食堂など、民間で取り組んでいる支援に大阪府独自で補助金を出すなど、貧困状態を改善する施策を盛り込んでください。</p>	<p>生活困窮者自立支援制度において、多様で複合的な課題を有する生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うため、関係制度等と連携して支援を行っているほか、大阪府子ども計画(大阪府子どもの貧困対策計画)に基づき、子どもの貧困対策を実施しています。</p>
57	<p>p67ア三つ目 発達段階に応じた包括的性教育にもとづく、性に関する指導の文言をいれてほしい。同様にp69一つ目の再掲も。現場では、歯止め規定や学力向上、ICT活用などによる多忙化の影響もあり性教育に取り組むのは、意識のある教員にとどまっており学校として研修等に取り組んでいる所も非常に少ない、しかし、子どもの実態は、誤った性情報の氾濫にさらされ、自分や相手の性を大切なものとする感性も知識も失わされているような性的問題行動が常にある。そのような中で人権にもとづく正しい知識や関係性を学ばないまま大人になるということは非常に怖いことである。そのために、府内全ての公立学校で発達段階に応じた包括的性教育に取り組むために校内研修を進めていかなければならないと考える。</p>	<p>「包括的性教育」という文言は、文部科学省が示している学習指導要領において、使用されていないため、記述することはできません。</p> <p>しかしながら、「性に関する指導」においては、子どもたちが正しい知識を身に付けるだけでなく、包括的に生命の尊重や男女平等の精神のもと、自己や他者の個性を尊重する態度や望ましい人間関係を築くことのできる資質や能力を育成することが重要です。</p> <p>そういった「性に関する指導」が充実するよう、引き続き、教職員全体への啓発等を進めてまいります。また、児童生徒等自ら考え適切な意思決定と行動選択できる力を育成することができるよう、一部の教員のみが取り組むものではなく、学校全体、ひいては保護者の理解を得て取り組んでまいります。</p>

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
58	<p>おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)素案の第5章の4.多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備の(2)様々な困難を抱える人々への支援強化のP.61の基本的方向性4(2)②ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人等全ての人々が安心して暮らせる環境整備とあるが、なぜ、被差別部落の文言が記載されていないのか。2016年に部落差別解消推進法が定められ、現在も部落差別が存在することを明記し、その解消を目的とした法律が制定されている。全ての国民が部落差別解消のために取り組まなければならないものであり大変重要なものであると認識している。他の人権問題の課題を明記する中で、被差別部落を掲載しないのは悪意ではない。大阪府は各市町村自治体に対して指導する立場である。率先して部落差別解消の必要性を示す立場であると考えるので、(2)②のひとり親世帯や高齢者、障がい者、被差別部落、外国人等全てと記載されたい。ここに記載されれば、答申にも自動的に記載される。大阪府は、各市町村、大阪府民に対して部落問題を啓発推進する義務があるのではないかと、明記しない正当な理由がきたい。</p>	<p>国の第6次男女共同参画基本計画及びご意見を踏まえ、第5章4(2)②「ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人等全ての人々が安心して暮らせる環境整備」の基本的方向性を見出し・本文を追記・修正します。</p> <p>&lt;基本的方向性見出しの修正&gt; 第5章4(2)②「ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等、様々な困難を抱えている全ての人々が安心して暮らせる環境整備」</p> <p>&lt;基本的方向性本文の修正&gt; 高齢化の進展、単身世帯の増加などにより、幅広い層で、孤独・孤立や貧困などの生活上の困難に直面する人々が増加しており、加えて、女性は女性であることで、複合的に困難な状況に置かれている場合があります。府は、男女共同参画の視点からも、ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等、様々な困難を抱えている全ての人々が安心して暮らせる環境整備に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>人権問題への施策については、「大阪府人権教育推進計画」に基づき、人権意識の高揚を図るための施策を総合的に推進しています。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
59	<p>&lt;第5章 施策の基本方針と具体的取組 4. 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備&gt; 今回の女性差別撤廃条約日本報告に対する最終見解でも強く勧告されており、のぞまない妊娠や性病罹患などを避け、自己肯定感と自己決定権を身につけ、自分を大切にするとともに相手を尊重できる人格形成をすることが求められます。啓発を強化することを記載してください。</p>	<p>第5章4(3)②「女性の心身の特性やライフステージ等に応じた適切な健康支援」および、第5章4(3)③「性に関する正しい知識の普及の推進」に性に関する指導や妊娠・出産等に関する正しい知識や感染症についての啓発などについて記述しています。</p>
60	<p>&lt;第5章 施策の基本方針と具体的取組 4. 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備&gt; 大阪において、被害にあった時に相談・解決してくれる窓口とともに、ウィズニュー大阪を、「被害直後からの総合的支援を提供する場所」として位置づけ、被害者の総合的支援の観点から、関わるあらゆる部局と連携するということが記載して下さい。</p>	<p>内閣府作成の「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する機関であると位置づけられています。第5章4(1)④「性犯罪・性暴力被害者等の支援の充実」に記述のとおり、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(通称「ウィズニューおおさか」)においては、被害者の適切な支援に取り組んでまいります。</p>
61	<p>加害者側の問題、社会構造の問題であるということを、何らかの形で示せないか</p>	<p>第5章4(1)①「女性に対する暴力の根絶に向けた更なる啓発」に記述していますが、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた啓発などの取組を推進してまいります。また、第5章4(1)④「性犯罪・性暴力被害者等の支援の充実」に加害者への取組、加害者にならないための取組について記述しています。</p>
62	<p>加害者の更生や支援についてのとりくみを入れてほしい。とくに、学齢期からの性加害者へのとりくみを入れてほしいです。加害に至るまでの原因や社会構造の課題についても触れてほしいです。</p>	<p>第5章4(1)④「性犯罪・性暴力被害者等の支援の充実」に加害者への取組、加害者にならないための取組について記述しています。特に、府内公立小中学校に対しては、子どもが暴力の被害者や加害者、傍観者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの活用が進むよう取り組めます。また、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、「第2次大阪府再犯防止推進計画」に基づき、再犯の防止等に関する施策を推進しています。子どもに対する性犯罪については、大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、加害者に対する再犯防止のための取組を進めます。また、一定の条件があるものの、被害者の年齢に制限なく、性犯罪を犯した者に対してもカウンセリングを実施しています。</p>
63	<p>性被害の未然防止 加害者に対しての取組が大前提。具体的取組でも記述できないか</p>	<p>第5章4(1)④「性犯罪・性暴力被害者等の支援の充実」に加害者への取組、加害者にならないための取組について記述しています。特に、府内公立小中学校に対しては、子どもが暴力の被害者や加害者、傍観者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの活用が進むよう取り組めます。また、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、「第2次大阪府再犯防止推進計画」に基づき、再犯の防止等に関する施策を推進しています。子どもに対する性犯罪については、大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、加害者に対する再犯防止のための取組を進めます。また、一定の条件があるものの、被害者の年齢に制限なく、性犯罪を犯した者に対してもカウンセリングを実施しています。</p>
64	<p>第6章 計画の推進にあたって 性犯罪の加害者の再犯防止のプログラムを作って下さい。</p>	<p>再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」に基づき、加害者に対するカウンセリングのプログラムを実施しています。</p>

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
65	<p>61頁の具体的取組の 前文に「高齢女性に多い貧困問題」に言及してほしい  イ 高齢者が安心して暮らせる環境整備 について  高齢女性の貧困問題が解決できるよう生活保護政策の見直しや高齢単身女性への住宅の貸し控え問題のなどへの支援を記載すべき  また、高齢女性の貧困問題は、現役時代の働かせ方「M字方雇用」の中で、非正規労働しか選べず結果として無年金・低年金になり、それが貧困を引き起こしていることから、非正規雇用を解消し、同一価値労働同一賃金への法改正に取り組む」ことを記載すべき。  女性は男性に比べて厚生年金受給者でも男性166,606円、女性107,200円の開きがある。高齢女性の貧困率は22.9%、男性16.3%と差がある。</p>	<p>第5章4(2)①「困難な問題を抱える女性への支援施策の推進」に記述しているとおり、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性と対象にした「困難な問題を抱える女性の支援のため施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、一人ひとりに寄り添った多面的な支援に取り組んでいます。あわせて、第5章4(2)②「ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等困難を抱えているすべての人が安心して暮らせる環境整備」に記述した具体的取組を推進します。</p>
66	<p>65頁の具体的取組に 高齢期における健康づくりとして 男女とも社会的関係がある人とそうでない人での健康に優位さがあることを踏まえて、社会的な活動の場づくりやそれへの参画の促進を支援することを記載する必要がある。</p>	<p>大阪府では、「第4次大阪府健康増進計画」に基づき、若い世代(児童・青年期)から働く世代(成人期)、高齢者(老年期)に至る各世代の身体的特性や生活・労働環境、健康に関する意識や行動等を踏まえた健康づくりや、府民と社会とのつながりを重視した環境整備など具体的な取組を推進しています。</p>
67	<p>P.51 第5章4「多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備」指標  自殺死亡率について 全体だけでなく、男女別、セクシュアルマイノリティなどの項目別も入れてほしいです</p>	<p>大阪府における自殺対策は、「大阪府自殺対策計画」により総合的に取り組んでいることから、本計画における目標指標については「大阪府自殺対策計画」との全体目標にあわせています。</p>
68	<p>障がいのある人にとって、地域社会との連携は不可欠だと思います。大阪府堺市の東区と美原区の知的障がいのある高等部の生徒は、堺市ではなく、生活圏も福祉区域も異なる羽曳野市にある西浦支援学校の高等部に通っています。本気で、男女共同参画や障がい者のことを考えているのであれば、現行の校区を見直し、堺市東区と美原区の高等部の生徒も、堺市内にある堺支援学校か泉北高等支援学校に通学できるようにするか、新たな支援学校を美原区の旧美原高校の跡地に建設するなど、早急に問題解決策を検討してほしいです。知事や府議会議員さんも、ぜひ一度、堺市からスクールバスに同乗し、西浦支援学校を見学してほしいです。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。</p>
69	<p>63ページ  カの部分以下のように修正ねがいます。  カ. 被差別部落出身者が安心して暮らせる環境整備  ▶部落差別をなくすための教育・啓発活動を強化し、識字活動の推進、就職差別をなくすとくみの促進、結婚差別の撤廃等に向け、効果的な取り組みを進めます。</p>	<p>国の第6次男女共同参画基本計画及びご意見を踏まえ、第5章4(2)②「ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人等全ての人が安心して暮らせる環境整備」の基本的方向性見出し・本文を追記・修正します。また、第5章4(2)②カ「複合的に困難な状況に置かれている人々などへの支援」に人権尊重に配慮した施策の推進や、人権教育推進計画に基づく取組について記述しています。</p>
70	<p>63ページの 複合的に困難な状況に置かれている人々などへの支援の部分ですが、障がいがあること、性的マイノリティであること、在日外国人であること、同和問題(部落差別)等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意したうえで、人権尊重に配慮した施策を推進します。ときちんと複合差別について明記されているにも関わらず、概要版では②ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人等全ての人が安心して暮らせる環境整備 としかかかれておらず、「複合差別」についてはまったく記載されていない。「全ての」という文言で済ませずきちんと書いてほしい。前回までのプランの概要ではきちんと文字化されているがなぜ今回は省いたのか知りたい。また、概要版についても、ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、同和問題(部落差別)等により困難な状況に置かれていると被差別部落の事も文字として記載されたい</p>	<p>&lt;基本的方向性見出しの修正&gt;  第5章4(2)②「ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等、様々な困難を抱えている全ての人が安心して暮らせる環境整備」</p> <p>&lt;基本的方向性本文の修正&gt;  高齢化の進展、単身世帯の増加などにより、幅広い層で、孤独・孤立や貧困などの生活上の困難に直面する人々が増加しており、加えて、女性は女性であることで、複合的に困難な状況に置かれている場合があります。府は、男女共同参画の視点からも、ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等、様々な困難を抱えている全ての人が安心して暮らせる環境整備に取り組んでいくことが求められます。</p>

NO	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
71	<p>暴力の認識、広く啓発していく必要がある。相談できない割合が増えているが、そもそも暴力という認識がないことは、相談以前の問題。</p>	<p>第3章5「あらゆる暴力をめぐる状況」にも記載のとおり、府民意識調査の結果では、「平手で打つ」、「友達や身内とのメールをチェックしたり、付き合いを制限したりする」、「自由にお金を使わせない、生活費を渡さない、借金を強要する」など暴力と認識する割合は全ての項目で女性の方が暴力と認知する割合が高く、男女間で認知割合に乖離があることが課題となっています。また、DVやデートDVの被害を「どこ(だれ)にも相談しなかった」人の割合は51.3%となっています。被害を相談しなかった理由は「相談するほどのことではないと思ったから」が52.5%と最も高くなっており、被害認識の希薄さが課題となっています。これらのことから、「配偶者、パートナー間における次の行為を暴力として認識する府民の割合①「平手で打つ」②「友達や身内とのメールをチェックしたり、付き合いを制限したりする」③「自由にお金を使わせない、生活費を渡さない、借金を強要する」について、目標指標と定め、意識啓発について取組を進めることとしていきます。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の参考といたします。</p>
72	<p>夢洲IRは、カジノが中心であり、ギャンブル依存症の増大と、犯罪、売買春、国際的な暴力団がはびこる危険性など、ジェンダー平等には相いれない事態が引き起こされることは避けられません。カジノは絶対許さないように働きかけてください。</p>	<p>IRは、ホテルや国際会議場、展示場、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。</p> <p>大阪・夢洲でのIR立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。</p> <p>併せて、ギャンブル等依存症は、カジノがない現在においても喫緊に取り組むべき重要な課題であり、IR誘致を契機に、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組むなど、懸念事項には万全の対策を講じていきます。</p> <p>今後も引き続き、世界最高水準の成長型IRの実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、第5章4(3)①イ「成人期・更年期・高齢期における健康づくりの推進」に依存症への総合的な対策について記述しています。</p>
<b>第6章 計画の推進にあたって</b>		
73	<p>第6章 計画の推進にあたって 大阪府の推進体制を強化するために、男女共同参画課をジェンダー平等推進課として、政策企画部においてください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<b>その他</b>		
74	<p>選択的夫婦別姓問題は、人権問題であり、国連女性差別撤廃条約第9回日本勧告に対する最終見解のフォローアップも踏まえ、早期の法改正を政府に働きかけてください。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度については、国の所管であることから、国の動きを注視してまいります。</p>